

第14次労働災害防止計画に基づく実態把握のため 点検表の回答 にご協力をお願いします！

- 1 「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。
- 2 第14次労働災害防止計画は令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間です。
- 3 計画では重点事項と取組に、「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定めています。（裏面参照）

◆ スマートフォン、タブレット、パソコンから回答可能です。

◆ 次の業種は専用フォームからご回答ください。



道路貨物運送業



建設業



製造業



林業

◆ 上記以外の業種は、共通フォームからご回答ください。



共通

※点検結果は印刷して保管できます。

パソコンからご回答いただく場合は、
ホームページ「岩手労働局 自主点検」にアクセスし、
「第14次労働災害防止計画に関する自主点検の実施」
からご回答ください。

岩手労働局 自主点検 14次防



検索

令和9年度まで1年に1回、点検を実施し、事業場の取組状況を確認しましょう。

主な重点事項と具体的取組

第14次労働災害防止計画の
詳しい内容はこちらから



アウトプット指標

アウトカム指標

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">➢ 転倒災害対策（ハード・ソフト両方から）に取り組む事業場の割合を50%以上とする➢ 卸売業・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする➢ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる | <ul style="list-style-type: none">➢ 転倒の年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかける➢ 転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする➢ 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる |
|---|--|

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">➢ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする | <ul style="list-style-type: none">➢ 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける |
|--|--|

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">➢ 外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする | <ul style="list-style-type: none">➢ 外国人労働者の死傷年千人率の増加に歯止めをかける |
|---|--|

業種別の労働災害防止対策の推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">➢ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業（荷主含む）の割合を45%以上とする➢ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする➢ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする➢ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする | <ul style="list-style-type: none">➢ 道路貨物運送業の死傷者数を5%以上減少させる➢ 建設業における死亡者数を15%以上減少させる➢ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる➢ 林業の死亡者数を15%以上減少させる |
|---|--|



労働者の健康確保対策の推進

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">➢ 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする➢ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする➢ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする➢ 労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする➢ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする | <ul style="list-style-type: none">➢ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする➢ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする |
|--|--|



化学物質等による健康障害防止対策の推進

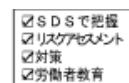
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">➢ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする➢ 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする➢ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる | <ul style="list-style-type: none">➢ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、5年間で5%以上減少させる |
|---|--|



製品が来る



ラベル確認



すぐに安全対策



- 増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる